

経支第186号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年5月15日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友浦安店  
浦安市北栄一丁目548番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社西友 代表取締役 檜木野仁司ほか  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社西友 代表取締役 檜木野仁司ほか  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号ほか
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社西友 代表取締役 檜木野仁司ほか  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号ほか
- 7 変更新月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
令和4年1月26日及び令和7年7月2日
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
令和7年7月2日ほか

二 届出年月日

令和8年3月31日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年5月15日から9月15日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年5月15日から9月15日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757